

# 相談センターニュース

## 1 相談の現場から ~ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 父が亡くなり、相続人は母と兄、妹である私の3人です。ところで、兄は、多額の借金を抱え、10年前から音信不通です。遺産分割協議をするにはどうしたらいいのでしょうか？

A まずは兄の住所を調べる必要があります。兄の本籍がわかれば戸籍の附票を取得することで住民票上の住所がわかります。そのうえで、その住所に郵便を送るなどして連絡をとることができれば、遺産分割協議をすることができると思います。しかし、住民票上の住所と実際の居住地が異なる場合など、連絡がとれない場合もあります。その場合には、家庭裁判所に不在者財産管理人選任を申し立て、兄の財産管理人を選び、かつ裁判所の許可を得ることで遺産分割協議をすることができます。

### <解説>

#### 1 不在者財産管理人選任とは

利害関係人の申立てにより、家庭裁判所は、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に対して、その財産を管理する者（不在者財産管理人）を選任することができます。

不在者財産管理人は、不在者の財産を管理するほか、家庭裁判所の許可を得た上で、遺産分割等を行うことができます。

#### 2 手続き上の注意点

##### ●誰が不在者（兄）の財産管理人となるか

一般的に、申立ての際には親族を財産管理人候補者として申請します。ただし、遺産分割協議の当事者である母や妹を候補者とする場合には検討を要します。

また、財産管理人は、原則として兄が帰ってくるまでその財産を管理する必要があります。遺産分割協議が終われば財産管理が終了する訳ではありません。よって、長期間責任をもって管理してくれる方が望ましいでしょう。適任者がいない場合には司法書士が財産管理人になることも可能です。

##### ●遺産分割協議に対する家庭裁判所の許可

不在者財産管理人が選任されただけでは遺産分割協議をすることはできません。不在者財産管理人には、財産を維持する程度の権限しかありません。したがって、遺産分割協議を成立させるためには家庭裁判所の許可が別途必要となります。協議の内容は

兄の権利保護の観点から、原則として法定相続分（4分の1）を確保した内容が求められますので注意が必要です。

##### ●期間・費用

不在者財産管理人選任の申立てから遺産分割協議の許可までの期間は概ね3か月は必要でしょう。

費用の実費としては5000円程度です。なお、司法書士に申立書の作成や財産管理人を依頼する場合には、別途費用がかかりますので、あらかじめ相談されるのがよいでしょう。

#### 3 裁判所の調査で居所がわかる場合も...

申立てがあると裁判所では兄の所在の調査を行います。具体的には運転免許証の更新記録や社会保険の加入履歴、犯罪歴や生活保護費の受給歴などを調べます。調査の結果、兄の居所が判明した場合、当然、不在者ではありませんので自ら連絡を取って話し合いをすることができます。ただし、長年連絡を絶っていたので、今後どのように付き合っていくべきかもよく考えたほうがよいでしょう。

#### 4 まとめ

このように不在者財産管理人制度を利用した遺産分割協議は一定の時間、費用がかかり、内容も自由に決められません。

ご質問のようなケースを回避するために遺言や生前贈与を検討し、相続前の対策をすることが重要だということも一言付け加えておきます。

## シリーズ 特商法改正（第2回）

～ 一定の美容医療が特商法の適用対象に ～

### 1 美容医療とは

美容医療とは、一体どのような医療を差すのでしょうか。実は、その言葉が差し示す医療の範囲は、必ずしも明確ではないといわれます。その特徴としては、①疾病や負傷などの治療を目的とするものでない、②緊急性が乏しい、③より美しくありたいといった主観的願望を満足させることを目的とする、などが挙げられます。しかし、これらの特徴を並べ立てても、その範囲を明確にすることはやはり困難に思われます。

### 2 特商法の対象となる美容医療

特商法は、美容医療を適用対象にするに当たり、既存の特定継続的役務と同様に、医療が提供される期間（1か月超）や対価の金額（5万円超）で限定を加えつつ、対象となる医療の内容を具体的に列挙することにしました（詳細は、改正施行令別表第4、改正施行規則31条の4を参照。）。言い換えれば、一般に美容医療といわれている医療の全てについて、特商法の適用がある訳ではない、ということになります。

（以下、次号に続く！）

## 犯罪被害者支援の窓口

今回は、皆様からの相談について、私達がどのような方法で課題の解決に向けたお手伝いができるか、紹介させていただきます。

司法書士は、登記関係業務のほかに、法務局、裁判所、検察庁に提出する書類の作成を行うことができます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所での民事訴訟などの手続を代理することもできます。

具体的には、被害回復のための損害賠償請求訴訟を起こす際に、必要となる書類を作成することができますし、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所の訴訟では、代理人となることができます。

また、被害の発生を知らせて捜査の開始を促すために、検察庁に提出する告訴状や告発状を作成することもできます。

その他、人権侵害を受けた方や、現在、人権侵害を受けている方が、被害の救済や人権侵害行為の停止のために、加害者へ説示したり、関係者間の調整を行うこと等を求めることができる、法務局の人権侵犯救済手続のための申告書を作成することもできます。

次号では、この法務局の人権侵犯救済手続について紹介していきます。

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

#### 【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」が担当しておりますので、ご活用ください！

#### 【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも「予約制」となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！